

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 上限 60万円 個人事業者等 上限 30万円 を支給します。

給付額 2019年または2020年の1月～3月の合計売上ー2021年の対象月[※]の売上×3ヶ月

※2019年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により単月収入が50%以上減少した月

給付対象

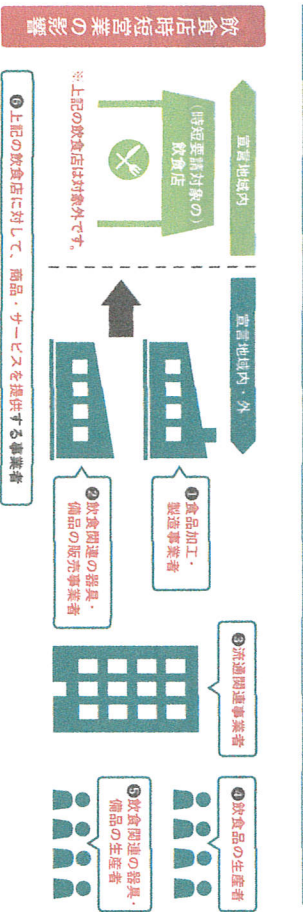
詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること[※]

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

※緊急事態宣言の発令後に発生し、緊急事態宣言の対象地域以外に居住地域として営業している飲食店は、給付対象外です。また、宣言地域における不登庁の外出・移動の困難による直接的な影響を受けていること



以下の場合には給付対象とはなりません

事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。

(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。

(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。

売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金[※]の支給対象の飲食店は給付対象外です。

(昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。)
※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対策で地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

一時支援金 ホームページ

一時支援金

検索

<https://ichijishienkin.go.jp/>



一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-211-240 03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

「一時支援金」の不正受給は犯罪です!

申請手続きの流れ

オンラインで簡単に申請することができます。
オンライン申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。

アカウントの申請・登録

登録確認機関での事前確認

申請

- 1 一時支援金 ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番。
- 2 下記の必要書類を準備。
- 3 一時支援金ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、登録確認機関に事前予約。
- 4 TV会議/対面/電話※により、事業を実施しているか・船付対象等を正しく理解しているかなどの事前確認を受ける。
- 5 一時支援金ホームページからマイページにアクセス。必要情報を入力し、下記の必要書類を添付して申請。
申請者が1台で申請することも可能です。

必要書類

※主たる収入を維持し得、給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございますので、詳細はホームページでご確認ください。
※船付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

- 1 履歴事項全部証明書 法人 または 本人確認書類 個人
- 2 收受日印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書類の控え

法人

履歴事項全部証明書

個人

運転免許証

マイナンバーカード

OR

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※白紙のマイナンバーカードは申請できません。申請はマイナンバーカードの複製を提出ください。

法人

個人

※お持ちでない場合は、お持ちのものを写真撮影して提出してください。

- 3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類 (売上台帳、請求書、領収書など)
- 4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- 5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書
- 6 2019年～2021年の各年1～3月における顧客の情報(わかる範囲)がわかる取引先情報一覧

申請書類

申請

電子通帳画面コピー

代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

取引先情報一覧

法人

個人

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7日間保存してください。

飲食店時短営業・外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店または宣言地域の消費者であることを示す書類を保存してください。

＜必須＞

※詳細はマイページでご確認ください

主な例

自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す 写真・音声・録音・録画

＜上記に加えて、以下のいずれか1項目＞

- ・宣言地域内で消費者向けの事業を行っていることを示す 自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す 写真・音声・録音・録画
- ・旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることを示す 旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることを示す 写真・音声・録音・録画
- ・自らの販売・提供先が宣言地域内の卸売市場または流通事業者であることを示す 自らの販売・提供先が宣言地域内の卸売市場または流通事業者であることを示す 写真・音声・録音・録画

(参考) 一時支援金の登録確認機関

- 事前確認を行う登録確認機関は、以下の認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者等から募集しております。
- 事前確認を行う機関としての登録を認めた機関（登録確認機関）については、事務局のWEBサイトで順次公表します。

※また、事務局においても、3月下旬以降、必要に応じて、登録確認機関を設置することといたします。

(1) 認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

(2) 認定経営革新等支援機関に準ずる機関

- 商工会/商工会連合会
- 農業協同組合/農業協同組合連合会
- 商工会議所
- 漁業協同組合/漁業協同組合連合会
- 預金取扱金融機関
- 中小企業団体中央会

(3) 上記を除く機関又は資格を有する者等

- 税理士
- 公認会計士
- 税理士法人
- 監査法人
- 中小企業診断士
- 青色申告会連合会/青色申告会
- 行政書士
- 行政書士法人

6-1. 事前確認スキーム① 概要

- 不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。
- 具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

1

- ・ アカウントの申請・登録（申請ID発番）
- ・ 事前確認に必要な書類の準備

2

- ・ 事務局のWEBサイトから 身近な登録確認機関を検索
- ・ 登録確認機関に 事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）
- ★ 事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。

3

- ・ 事前確認の実施
- ⇒ TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認

4

- ・ 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、事務局に申請

所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関であれば、「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けることができます。